

平成 28 年度 第 2 回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1、日 時：平成 28 年 11 月 14 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 10 分
- 2、場 所：門真市役所 別館 3 階 第 3 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、中塚 泰彦、赤井 雅美、吉兼 和彦、山根 保、乾 明雄、
山元 真紀、今村 孝子、澤田 順一、東口 房正、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、
内藤 弘子、森本 教恵、清水 光子、黒石 美保子、若園 博輔、
- 4、事務局：こども未来部 内田部長、南野次長
こども政策課 山課長、山中主任、板敷係員、山本係員、津田係員
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：1 名
- 6、議 案：1. 部会の審議経過報告について
2. 答申書（案）について
3. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度 第 2 回 門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席者数は 18 名で、過半数を超えており、この会議は成立しておりますのでご報告いたします。また本日は、1 名の傍聴者が来られておりますので、会場に入っております。続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局：なお後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任したいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長：皆さん、こんにちは。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題 1 部会の審議経過報告について」でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局：保育幼稚園課の花城です。それでは私の方から、議題 1 について、ご説明申し上げます。資料 1 をお願いいたします。本資料につきましては、今般、本市におきまして、幼児教育・保育の無償化の方針を打ち出すに当たり、10 月 17 日に「利用者負担について」を議題として開催いたしました、門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会での審議内容、委員からの主な意見及び審議結果についてまとめた資料となっております。まず、内容に記載しております「平成 29 年 4 月より、まずは 5 歳児の幼児教育・保育の利用者負担額の完全無償化を実施することについて報告」につきましては、参考資料「幼児教育・保育の無償化について～子育てのまち門真へ～」をもとに、詳細な内容をご説明させていただきますので、こちらの資料をお願いします。それでは、参考資料の 1 ページ、目次をお願いいたします。本資料では、本市において幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、幼児教育・保育の意義や効果をお示しし、翻って本市の置かれている現状、これらを受けた今後の幼児教育・保育の考え方及び無償化に関

わる取り組みの内容、無償化の実施方法を順にお示しいたしております。次に、2ページをお願いいたします。ここでは、幼児教育・保育について「生涯にわたる人間形成の基礎となる、重要な役割を担うもの」としての意義があり、「自発的な活動としての遊びを通し、心身の調和のとれた発達の基礎を培う」、「集団生活を通じて、自主・自立、共同の精神及び規範意識の芽生えを養う」、「身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う」、「これまでの体験を基にし、主体的な環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身につけ、新たな能力（生きる力）を獲得していく」、「大人との信頼関係を基礎とし、子ども同士の関わりを通して、身体的及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される」といった効果を発揮するものであることをお示し、これら幼児教育・保育の重要性に鑑み、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する必要があることをお示しいたしております。続きまして、3ページをお願いいたします。こちらでは、門真市の現状といたしまして、人口減少と少子高齢化について記載しております。人口推移といたしましては、平成25年度から27年度までの3カ年で合計2,250人減少しており、そのうち生産年齢人口が3,102人、年少人口が1,260人の減少となっていることから、人口全体の減少の比率の中で、子育て世帯が含まれる生産年齢人口、年少人口の減少が顕著に見られること、また、高齢化率については25年度から27年度にかけて概ね1%ずつ増加している状況となっております。この様に、本市においては人口減少と少子高齢化が急速に進んでいることから、特に、子育て世帯の流出防止と流入に向けた取り組みが必要となるということをお示しいたしております。続きまして、4ページをお願いいたします。こちらでは、先に申し上げました、幼児教育・保育の意義・効果、門真市の現状を踏まえた本市の幼児教育・保育の考え方と取り組みをお示しいたしております。まず、考え方としましては、「子育て、教育に重点的な対策を行い、魅力のある教育・保育環境を創出することにより、子育て世帯の流出を防ぐとともに、流入を促す」としており、具体には、「今後の門真の主役となる子どもへの投資」といたしまして、「幼児教育・保育の充実は、これから先の門真市を考える上で特に重要」であること、また、「就学前の時期は、生涯にわたる人間形成にあたり極めて重要」といたしまして、「すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくりを目指す」、「子育て環境の構築」といたしまして、「質の高い幼児教育・保育とあわせ、社会全体で子どもの成長を支える環境を構築」、「保護者負担軽減による子育て世帯の定住促進と流入」といたしまして、「保護者の経済的な負担を軽減することで、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する環境を整えるとともに、子育てしやすいまちづくりを推進し、子育て世帯の定住促進及び流入を促す」との考え方をお示しいたしております。次に、5ページをお願いいたします。ここでは、4ページでお示しいたしました考え方を踏まえながら、幼児教育・保育の無償化についての取り組みといたしまして、「すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくり」を目的に、「幼児教育・保育から、小学校教育（義務教育）への円滑な接続を進める」こととし、「平成29年4月から、まずは、5歳児の幼児教育・保育の利用者負担（保育料）の完全無償化を開始することで、保護者の負担を軽減し、すべての就学前の5歳児が、等しく質の高い幼児教育・保育を受けられる環境を整え、円滑に小学校教育（義務教育）に繋ぐ」ことをお示しいたしております。具体には、5歳児の幼稚園・認定こども園に係る1号認定利用者負担額につきましては、世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料といたしま

す。同じく、保育所・認定こども園・地域型保育事業に係る2号認定利用者負担額につきましても、世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料といたします。次に、新制度に移行していない幼稚園、いわゆる私学助成制度の対象となる私立幼稚園につきましても、世帯の所得等に関係なく、30万8千円を上限に、支払った保育料等に対して就園奨励費を補助してまいります。この30万8千円の上限額につきましても、国制度の保育料軽減策として、新制度に移行していない私立幼稚園を利用する保護者に対して、世帯の所得状況に応じて補助を行っている就園奨励費補助制度の上限額であり、この補助金の額を所得状況に関わらず、上限額まで嵩上げしてお支払いすることで実質的な無償化を図ろうとするものでございます。また、障がいのある就学前児童が利用することも発達支援センターの通園事業の利用者につきましても、世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無償といたします。なお、今般の無償化につきましても、認可外保育施設の利用者及び利用者負担額（保育料）以外の給食費や保護者会費等の実費徴収の費用と、認定こども園で設定される特定負担額につきましても対象外といたしております。また、今後の方針といたしまして、「今後、財源の確保を含めた詳細な検討を行い、4歳児以下の年齢での実施を目指す」としており、29年4月から、まずは5歳児を実施することで、効果検証等を行い、今後の実施に向けた検討をさらに進めていきたいと考えております。6ページをお願いいたします。こちらでは、5ページと内容が一部重複しておりますが、幼児教育・保育無償化の実施方法といたしまして、5歳児の就学前教育・保育に係る費用を無償化した場合に要する市負担の増額の内容などをお示しいたしております。資料上段の点線で囲っている箇所では、留意点をお示ししており、まず、市負担の増額の試算は、平成28年7月末の子どもの状況等で行っていることをお示ししております。このため、今後の保育定員確保の状況や各施設の運営形態、利用者状況等の変動により、数値が変更となる場合があることをご了承いたします。次に、私立幼稚園保育料につきましても、国基準上限額30万8千円を上限としておりますので、これを超える保育料を設定しておられる幼稚園の場合は、保護者負担が発生する場合も出てくることをお示ししております。次に、先ほども申し上げましたが、認可外の保育施設の利用者、また、保育料以外の費用につきましても、対象外ということをお示しいたしております。これらの前提を踏まえた、市の負担増額分でございますが、幼稚園等の1号認定利用者負担額につきましてもは約1,400万円、保育所等の2号認定利用者負担額につきましてもは約6,300万円、新制度に移行していない私立幼稚園保育料に対する補助金の拡充分につきましてもは約5,300万、こども発達支援センターの利用者負担額につきましてもは約50万円程度と試算しており、総額として、約1億3,050万円の負担増額を見込んでおります。以上の内容を踏まえまして、29年4月からの実施に向け、幼児教育・保育の無償化についての具体的な取り組みを進めていく予定としていることを部会に報告いたしましたものであります。資料1にお戻りください。ここまでご説明いたしました内容の報告を踏まえ、就学前教育・保育部会におきまして事務局案を進めることで合意が得られました。また、今後の無償化の拡大につきましてもは、各委員から出された意見も踏まえ引き続き検討を行っていくこととなりました。会議で出されました主な意見としましては、まず、認可外保育施設の利用者を対象外とすることは、5歳児については一定理解できるが、今後、対象年齢を拡充する場合は対象とすることを検討すべきである。また、国においては利用施設の種別等に関わらず5歳児無償化の議論がなされており、整合を図るべきであるとの意見をいただいております。これは、4歳児以下の待機児童が発生

している年齢層に無償化を拡充する場合、やむを得ず認可外保育施設を利用している方への配慮が必要ではないかということ、また、国の無償化の方向性と整合性を保つ必要もあるのではないかとの意見であり、審議の結果、「今後、4歳児以下に拡充する際は、待機児童の状況や国の無償化の動向等を踏まえながら、認可外保育施設の利用者を対象とすることも含め検討することとする」としております。また、認可外保育施設は高額な保育料を設定している場合があることから、無償化の対象とする場合は、上限額を設定することも確認いたしました。次に、資料裏面の「今般の無償化に伴う私立幼稚園児保護者補助金のあり方の検討もこの部会で実施すべきである」との意見についてであります。これは、現在、本市の私立幼稚園の利用者に対する補助制度として、保護者の所得状況に応じて補助を行う就園奨励費補助制度と、市内の私立幼稚園を利用する保護者に定額を補助する保護者補助金制度の2制度があるうち、先程もご説明いたしましたとおり、国の補助制度である就園奨励費補助金を一律に満額まで嵩上げすることで実質的な無償化を図ろうとするものですが、もう一方の市独自事業である保護者補助金をどの様に取り扱うのかについても議論すべきではないかとの意見が出されたものであります。この案件は子ども・子育て会議の所管する事項の範囲を超えるため、別途、市が調整・検討を行っていくこととしております。次に、無償化に伴って幼稚園等の1号認定から保育所等の2号認定に切り替える保護者が増加することが想定され、今まで審議してきた待機児童解消のために確保すべき保育定員数に影響が出ることをご意見を踏まえまして、今後、4歳児以下に拡充する際に、待機児童解消の状況を視野に入れて検討することとすることを確認しております。次に、従前からの国基準に対する1号と2・3号認定の本市の利用者負担額割合の不均衡の課題についても併せて検討すべきであるのご意見をいただいております。また、今回の無償化の対象外としている保育料以外の時間外保育や給食費についても対象とすべきではないかのご意見や、こども発達支援センターと保育所や幼稚園等を同時に利用している保護者への負担軽減措置についてのご意見につきましても、今後の拡充を検討する際に視野に入れていくこととしております。議題1の説明につきましては、以上でございます。

委員長：ただいま事務局より、議題1についての説明がありました。この議題では、10月17日に開催された、平成28年度第2回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会での審議内容及びその結果について報告がありました。審議内容としましては、幼児教育・保育の無償化ということで、平成29年4月から、まずは5歳児について、幼児教育・保育の利用者負担の完全無償化を開始することとし、各委員それぞれのお立場から、今後の拡充に当たっての対象者や料金設定などについて、ご意見をいただきましたが、おおむね、事務局案で無償化を進めていくこととなったとのことでした。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。

内藤委員：資料1の、「認可外保育施設の利用者を対象外とすることは、5歳児については一定理解できるが」というところの意味が、よくわからないのですが。

委員長：ではこのことについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：認可外保育施設の利用状況でございますが、おおむね、認可の保育施設の利用が叶わない、いわゆる待機児童となっている年齢の方が利用される率が高くなっておりまして、5歳児で認可外を利用されている方がほぼおられないということと、そもそも、この子ども・子育て会議で

は、認可の施設で保育定員を確保していくという方向性で今まで議論が進めてられてきております。その中におきまして、5歳児の年齢層につきましては、保育定員の確保がある程度できています。行こうと思えば、入ることのできる施設がある状態となっています。ですので、あえて今回、認可外の5歳児まで対象にする必要というのは、こちらとしてはないのではないかと考え、このようにさせていただいたところでございます。

内藤委員：全くないわけではないけれども、非常に少数であり、また、入れるのに入らないという選択をされている保護者がいるので、対象外にするということですか。

事務局：そうですね。おっしゃられている通りでして、ただこれが、3歳ですとか、0歳、1歳ということになりますと、そもそも、認可の施設に入りたいのに入れないという方がおられますので、そういった年齢層まで拡大する際には、一定、考慮する必要があるのではないかとということに、会議の中でなったということでございます。

内藤委員：ただ、事情があって、どうしてもそうなっているということであれば、個別に考えなければならぬのではないかと感じてしまいました。全くないのであればいいのですが、その辺りが気になったので、お伺いいたしました。

委員長：内藤委員、よろしいでしょうか。

内藤委員：はい。

委員長：私も最初、その辺りについて気になりお伺いしたのですが、対象がないという説明がありましたので。

内藤委員：いないのであればいいのですけれどね。

委員長：そういうことですね。ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

澤田委員：よろしいでしょうか。この内容に関してというわけではないのですが、2点教えてください。まずもともと、流入、流出の話がありましたので、今回、5歳児について無償にするということですが、北河内ではどういう状態なのか、わかる範囲で結構ですので、教えてください。あともう1点ですが、「今後、財源の確保を含め詳細な検討を行い、4歳児以下での年齢での実施を目指す」とありますが、この内容について、もう少し具体的にあれば、教えていただけるとありがたいです。

委員長：今、澤田委員の方から2点、質問がありました。よろしくお伺いいたします。

事務局：ご質問いただきました内、他市の状況の方でございますが、皆様、新聞報道等でご存じかもしれませんが、今、隣の守口市で、0歳から5歳児までの無償化ということで、打ち出しをされております。細かな内容に関しては、私どももつかみきれれておりませんので、情報を集めているところでございますが、例えば、認可外を対象にするのか等、そういった細かなところまでは把握しておりませんが、今、担当レベルのやり取りの中では、0歳から5歳まですべて無償にするということで聞いております。あと、四條畷市では、給食費の無償化ということで、こちらの方は、例えば1号認定と2号認定で保育料の差が出ている。幼稚園利用の方に関しては、そもそも、保育料の中に給食費が含まれていない料金設定になっております。一方で、保育利用のお子様につきましては、ご飯代は入っていないのですが、おかず代は保育料の中に含まれているということで、その辺りで、給食費を集めるときに、1号認定の子どもだけが、料金が高くなってしまっている。しかし、2時頃までいるなら、皆さん給食食べますよね、というような話など、その辺りの議論がありますので、それは、先日部会の中で意見が出ていたのです

が、その辺りも、無償化の方を四條畷市で進められているという風に聞いております。それ以外の市につきましては、まだ、具体的な話は聞いておりませんが、かなり、守口市の方で、打ち出しをされたときに、私どもの方にも問い合わせがございましたので、今後、何らかの打ち出しがされる可能性はあるかもしれません。あともう1点の、今後の4歳児以降というところでございますが、こちらにつきましては、具体的に来年以降に4歳児まで行けるかどうかというのは、なかなか、はっきりとした答えは持ち合わせていないのですが、今回、先ほど申し上げましたとおり、5歳児だけでも、1億3千万ほどの市の負担増を伴います。4歳児まで広げた場合も、おおむね同じくらいの金額が必要であろうという試算が出ておりますので、やはり、恒久的な財源を確保できない限りは、なかなか進めないということと、あとは、どれくらいの効果があるのかというあたりですね。例えば、今回5歳で実施しますが、これを4歳だけに拡大するのが良いのか、それとも3歳まで一気に行くのがいいのか、それとも教育・保育をまとめて無償化ではなく、限定的にするのが良いのか、など、その辺りいろいろと検証する必要がございますので、今回、5歳児で無償化をしまして、その結果を踏まえてどうするか、という議論になるのかなと思っております。

澤田委員：ありがとうございます。

邨橋委員：よろしいでしょうか。

委員長：どうぞ。

邨橋委員：追加の情報なんですけど、先日、大阪市の方が、4歳児も幼児教育無償化を実施すると新聞発表をしました。12日の土曜日です。無認可保育施設も対象ということで、大阪市は4歳児、5歳児全員、施設に関係なく無償化するということです。それから、先ほど言っていた守口市については、幼稚園、保育園、認定こども園に限るという条件付きでした。また四條畷市は、先ほどおっしゃっていたように、給食費の無償化が進められると、私も直接聞いています。

委員長：追加情報ありがとうございます。澤田委員もそれでよろしいですね。

澤田委員：では、1点だけよろしいでしょうか。当然、これは予算にすべて関わってくることなので、子ども・子育てだけでどうこうはできないとは思いますが、当然市の財政の話になってきますので、毎年、予算を確保される活動は当然されているとは思いますが、その都度、検討いただいて、かつ、その辺の予算、こういった子ども・子育ての方にもしっかりと確保していくということ、発信するというのは大切なことだと思いますので、出来るだけ、短い期間でいろいろな形で発信していただきたいなと思いますので、ぜひそこは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：今の澤田委員のご意見は、また反映させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。では、他に何かございますでしょうか。

山根委員：いいですか。

委員長：はい、よろしくお願ひいたします。

山根委員：来年度ですか、約1億3,050万の予算をかけておられますが、この人数の内訳はわかりますでしょうか。1号、2号、私立の幼稚園についてですが。

委員長：今の山根委員の質問、よろしいでしょうか。

事務局：一応、試算に使用しました、7月時点の人数でございますが、1号認定につきましては、124人の方で試算をしております。2号認定の方の人数が、455人で試算をしております。また、

新制度にまだ移行されていない私立幼稚園の方につきましては、299 人の方が対象になっております。こども発達支援センターにつきましては、人数的には、今手元に細かい資料を持ち合わせていないのですが、大体、10 名程度の利用者に対して、その中で元々、保育料がかかっていない方もいらっしゃいますので、保育料がかかっている方で、6 名から 7 名ほどの利用者があったという風に記憶しております。

山根委員：はい。ありがとうございました。

委員長：山根委員よろしいでしょうか。

山根委員：はい。

委員長：他に何かございますでしょうか。

内藤委員：将来的に、4 歳、3 歳と、0 歳まで段階的に無償化を実施する方向で考えているということは、間違いないのでしょうか。もちろん、予算の関係もあるはと思いますが、そうする方向かどうかということ発信するかしないかというのは、とても大事だと思います。今は各自治体が競っていますので、いい加減なことを言っははいけません、発信するということはとても大事なことです。それと、上に 3 年生以下の子どもがいると、3 人目は何とか、であるとか、上に 2 人いると、4 人目は無償化とか、そのような、ややこしいやり方をしているところがあります。無償化については違つかもしれませんが、そういうやり方で無償化するという方向だけは、やめてほしいです。というのは、では、3 人目であれば別に、とか、子ども 1 人当たりでお金がかかるわけです。なので、上に 2 人いれば 3 人目は無償とか、そのようなやり方をしてしまうと、非常にややこしくて、困ってしまいます。お母さん方だとわかると思いますが、うちの子は 3 人目だから無償にはならないけれど、あそこの家は上に 3 人いるから 4 人目は無償らしい、とかね。なので、無償化というのであれば、均等に、上に何人いようか、何人兄弟であろうか、無償化という方向にしないと、ややこしいですし、不公平感があります。そういう考え方を私はしているのですが、お母さん方はどうでしょうか。ご意見ありましたら。

山元委員：確かに 3 年生以下とか、1 人目は対象外とか、小さな字で記載されていることがよくありますので、それに関しては、私は子どもが 3 人いますが、下の 2 人がうちの場合双子なもので、余計にわかりにくいといひますか、うちの場合はどうなるのかいろいろ考えたりとかもしました。周りの方の声を聞いたりしても、保育園が決まって、上の子がとりあえず決まったので、下の子どもこのままでいけば 3 人目は無償で入れることができるから一緒に頼むとか、そのように、言葉の端々で、うちは 3 人目だから、とかは耳にしますし、それによって保育料が変わってくるので、いやらしい話、保護者のお金の話もしにくいですよね。保育料が毎月高いと言っているお母さんがいても、自分は払っていない場合、そうだよねとは言えますが、実際、同じ状況ではないというのは、子育てをしていて思ひましたし、その辺に関しては、出来れば、上の子にお金がかかることには変わりませんで、一律、平等にさせていただくのが一番いいことかなとは思ひます。ただ、財政的に難しいというのであれば、仕方がないかなとは思ひますが、それであれば、1 人目、2 人目、3 人目万遍なく、微々たる額でもいいので、補助をしていただけると、親としては助かります。

内藤委員：子ども 1 人当たりいくら、ということですよ。2 人目、3 人目だから、というのではなく。上の子が 3 年生なら下の子は無料になるけれど、4 年生だとならない、みたいなね。それが千円、二千円のことならいいのですが、かなりの額なので。

山元委員：そうですね。認定こども園とかに制度が変わって保育料が変わった時に、やはり、上の子が今3年生だから、今なら幼稚園に半額で行ける、とか、うち5年生だと無理なのか、とか、ならうちはいくらなんだろう、とか、そのような話はよく耳にします。

内藤委員：ということで、お母さん方の意見をしっかり聞いていただいて、4歳児を無償にするのであれば、一人っ子であろうが、上に3人いようが、4歳児は無償、という風にした方がわかりやすいですね。

山元委員：そうですね。最終的には、幼児教育の完全無償化になるのが一番いいのかもしれませんが、逆に今回の5歳児だけというのを考えると、保育をされる先生方にもお伺いしたいのですが、例えば、経済的な理由とか、単に自分の子どもは自分で育て上げたいという気持ちで、5歳になるまで幼稚園、保育園を利用せず、5歳になって初めて近隣の幼稚園、保育園を利用したとして、卒園までの一年間で、こちらの資料にあるような、生涯にわたる人間形成のもとになるような基盤というのは、つくれるものなのでしょうか。

委員長：失礼いたします。まず、内藤委員の2つの質問、お願いから整理をしたいのですが、4歳児に対するアピールといいますか、これは今後、出来るできないは次の問題として、大事なことなのではないかということ。もう1点は今ありましたように、保育料の条件によって、無償化であるとか、少し条件的に難しいということで、基本的にお願いというか要望ということでしたが、まずその点について、事務局いかがでしょうか。

事務局：まず、今後の方向性については先ほどお話しさせていただいたとおり、まだ決まってははいないのですが、2人目、3人目という考え方ですね、多子世帯と言いますが、子どもがたくさんおられる世帯について、軽減するという考え方自体は、国の制度の中で、このような制度がありますので、今、保育所をご利用の方については、2人目は半額、3人目は無償という制度にはなっております。ただ今回、市で行う無償化は、その辺りの考え方もなしに、全ての方という考え方なのですが、国でも今、無償化の議論がされています。国も、財源がなかなか厳しいという中で、段階的な無償化ということで、毎年少しずつ無償化の幅を広げてこられています。その中で、28年度につきましては、3人目の数え方をどう数えるかというのを、少し拡大された。市民の方からは少しわかりにくい制度にはなっております。ただ、恩恵自体を受けられる方がおられて、負担軽減がされていることには間違いはないのですが、わかりにくいというのは確かにあるかなと思います。これは国の制度で進められているものでございますので、そこに対して市町村の方が判断するのはなかなか難しいのですが、市で進める無償化を今後どうするかにつきましては、今いただいたご意見を踏まえながら、検討していきたいと思っております。

委員長：内藤委員、まず一旦、先ほどの2点の話についてということでよろしいでしょうか。

内藤委員：実際に子育てをされているお母さん方の意見をしっかりと聞いていただいて、進めていただければと思います。男の人が机の上で、国の制度に鑑みて、ということではなくて、門真市民の子育てをされているお母さん方の意見を聞いていただいて、進めていただけるとありがたいと私は思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

委員長：では、次にお話しいただいた山元委員からの、もし子どもを預けないならば、生涯にわたってどうなのか、という問いかけであったかと思いますが、それは今現場サイドとして、東口委員、郵便橋委員、ご専門としては須河内委員がいらっしゃるのですが、3人の先生方からということでもよろしいでしょうか。

山元委員：はい、大丈夫です。

委員長：では、まず郵橋委員からよろしいでしょうか。

郵橋委員：子どもの育ちについては、基本的には施設に預けられた子どもの方が育っているというのは、一般的には言われています。ただ、育っている量と申しますか、内容ということになってくると、保育をどのようにされているかというところで変わってきます。イギリスの調査では、先生と子どもが同じくらいの量を話し合っているところが、一番、優れた子どもの育ちを保証している園であると評価されている、というレポートも出ています。それともう一つ、これはアメリカの調査なのですが、1歳半の子どもが、60時間以上施設に預けられた場合、いわゆるルールとか、子どもの中での規則性みたいなものがうまく育たないという報告が出ています。リスクがすごく高くなるということですね。長時間というのが、私たちはできれば8時間間くらいまでにしてほしいと言っているのですが、基本的に大体それくらいを超えてくると、1歳半ですでにリスクが高くなっていく報告がされています。なので、利用の方法としてもそこは行政としてもこれから先、考えていただかなければならない問題だと思います。今日、何かの機会にと思い持ってきたのですが、新聞で、保護者の方の投書がありまして、子育ての中での病児保育施設についてなんです。病気の子どもの預けて働くのではなく、体調の悪い時くらい子どものそばにいられる柔軟な労働環境の整備が求められているはず、と利用されている保護者の方がおっしゃっているんです。そして、誰が預けに行くんだ、ということで、家庭内でお父さんとお母さんがもめていたりだとか、それを子どもに見せるのは虐待にならないのか、というようなこととかもやはり考えていったら、預けることと同時に、働ける環境の整備とか、負担がないようにしていくということも、片一方で大事なことだろうという風に思います。それともう一つ、先ほどとは少し変わりますが、いろんな状況によって保育料が変わるとするのは、もともと、幼稚園の保育料の設定の仕方と、保育園の保育料の設定の仕方を一緒にしたことによる、差なんです。もともと就園奨励費は、小学校3年まではひとりと数えていたのですが、保育園は、その施設に在園している子どもの人数で計算します。ところがそれだと不公平が多いということで、それを同じにしようということで、毎年変わってきています。なぜそのように変わってきているかという、今問題になっている、国の中での保育の無償化の話ですね。これを進めていくのを、一度にするのではなく、少しでも保護者の負担をなくすようにということで、少しずつ変えていっているために、余計話が難しくなっているということも事実なんです。国の方では、先ほど言っていたように施設関係なく、5歳は5歳、という形でとらえています。そして、0歳から5歳までの保育料の無償化を進めていく。特に今、際立っては、教育の無償化という形で、3、4、5歳をどのような形で実施しようかというのが、消費税なんかで言われている保障の問題になってきます。門真市でそれをどこまでできるかとなってきた時に、最初一番問題になりましたが、「5歳」で、とするのが一番公平だと私は思うんです。ただそうしたときに、門真市の財源がどうなるのか、という問題がありますし、財源を考えていったときに、施設に入っている5歳の数で財源を考えたときに、入っていない子どもの数をどうするかと考えたときには、所得制限を設けるなどの方法もあります。それと同じように、教育費ということで、5歳と4歳に、振り分けるという方法も考えられなくはないです。補助金という枠は一つで同じなのですが、5歳は完全無償化でゼロなんだけれども、4歳は今までと同じだけ負担を強いられるのであれば、4歳、5歳にして、それぞれ半額にする

という方法も考えられると思います。その辺りはこれから先、最終的には0歳までの無償化が守口で動いていますので、門真市としても考えていただけたらと思います。どの段階でそれを実施していくのかというのは、とても行政的な、もしかすると市長が決める政治的な問題なのかも知れません。そういう意味では、難しいと思います。ただ、間違いなしに、施設に預けた方が、子ども達は育っていきますし、家庭では経験できない経験を施設ではできるので、それだけでもやはり違います。どろんこ遊びなんてやっぱりいやでしょう。

山元委員：いやですね。

邨橋委員：顔に泥を塗りたいくったりというのは、考えられないでしょう。

山元委員：私は、子どもにはさみの使い方を教えるのでも、双子なので手が足りなかったのも、園に入れるというのは、ありがたいというより是非とも、という感じでした。でも逆に、子どもがひとりだったら、1から10まで私が教えてあげる、となるお母さんもいらっしゃるのではないかなと思います。

内藤委員：少しいいのですか。孫のことなんですけど、2年間だけ公立の幼稚園へ通いました。私は、それはよかったと思っております。ただ時々、青空保育とかなかよし広場とかに連れて行ってあげたりとか、そういうのは必要ですけど、別に、幼稚園に2年行くだけでも、きちんと育つのではないかと思います。専門家でないのにすいません。

邨橋委員：うちの奥さんは幼稚園の先生をしていたのですが、子どもが3歳の時は家にいました。そして、2歳から3歳にかけてはノイローゼになりそうだと言っていました。やはり、経験がある者でもそうなんです。なので、それを少しでも軽減してあげるというのも当然必要ですし、海外なんかでは、午前、午後の時間帯だけの登園も認めるというような、いろんな方法があるんです。まだ日本ではそこまで行っていませんが。そういう意味では、これから先、保育制度を考えることは結構大きいだろうと思いますし、どの部分に補助、支援をしてあげるかというのが、本当はもっと丁寧ないろんな形の中で、門真でできることは何かという話までできればいいなと思うのですが。

内藤委員：当然、お金だけではないですね。

邨橋委員：そうですね。

委員長：ほとんど邨橋委員にお話いただいたのですが、ポイントだけまずおさえていただいたということで。

東口委員：言えるのは、ケースバイケースであるということが一番なんです。かつては5歳児だけの幼稚園というのも普通にございましたし、その時は周りの社会支援というのでしょうか、おじいちゃんおばあちゃんがそばにいて、という環境がありました。それが、段々と核家族化が進んで4歳、3歳の入園が増えたということも考えられます。確かに、お母さんが素晴らしい方で、幼稚園の先生が頼りないというのもありえますので、これは本当にケースによると思うのですが、ただ、小学校に入るまで一切行かないとなると、社会性の問題とか、どうしても横の関係が必要になってきますので、それはかわいそうかなとは思いますが、5歳だけ入園させるのも、ありかな、という感じはします。もちろん、お母さんがそれなりの信念を持って、人の意見も聞きながら、育てていただければ、良いのかもしれないけれどもね。それも頭の中に置きながら、5歳で入れていただければと思いますが。専門家のご意見はいかがでしょうか。

副委員長： 邨橋委員、東口委員がおっしゃられた通りなのですが、家庭と施設との決定的な違いは、子どもの数ですね。仲間関係の中で育つというのは、実はとても重要なものでありますので、そこは家庭ではフォローしようがない部分ということになります。そういう意味では、やはり、施設を利用した方が、発達が順調だという話になります。ただ、一つだけ頭に入れてほしいのは、人間の発達というのは非常に可塑性に富んでいる、ということなんです。ですから、何か発達上決定的なことがあって、つまりそれがその子の将来を決めてしまうような運命的なことがあるかという、意外にそれは少ないということなんです。ですので、極端な話、重篤な虐待を受けた子ども達でも、その後のフォローさえきちんとできれば、その子らしく育っていくことは可能なんです。したがって、自分で育てたいというお母さんは、きちんと自分で環境を整えられる方だと思いますので、さほど気にされることはないと思います。随分昔の話になりますが、羽仁進さんという映画監督の方は、もう日本の教育は信用できないということで、娘さんを全部自分で育てられました。そして娘さんも、国際的なジャーナリスト的な方になりました。そのような事例もありますので、その辺は、さほど心配されることはないと思います。長期的視点に立ってフォローができるか、できないかという問題かと思えます。ただ、今、それこそ無償化というところ、あるいは、幼児教育の重要性というところが言われているのは、むしろ逆のパターンで、やはり家庭でなかなか育てられないという人たちが増えてきたということですね。片一方で、子どもたちを豊かに育てられる人たちは、経済力も含めてですね、いろんなことをやってあげられるのだけれど、一方でできない保護者の方たちもいるということです。その格差というのが、結局、親の所得格差と比例する形になっているので、格差がそのまま継承されていく、ということが非常に大きな社会問題になっています。そこを解消するために、すべての子どもたちに等しく教育を受けさせましょうということですね。そういう話が出ているということなんです。よろしいでしょうか。

山元委員： はい。ありがとうございます。

委員長： 久保田委員も、清水委員、黒石委員も、それぞれ要所の先生もいらっしゃるのですが、時間の関係で、ご助言は以上ということでもよろしいでしょうか。

山元委員： はい。

委員長： ありがとうございます。でしたら、他にこの議題1についてご質問等ございましたら、お願いいたします。

副委員長： すいません。

委員長： どうぞ。

副委員長： 参考資料の、「幼児教育・保育の無償化について～子育てのまち門真へ～」の6ページのところです。幼児教育・保育の無償化の実施方法について、対象者ごとに分けて出ているのですが、ここ一番下の、こども発達支援センターのところなんですけれども、私の方が気づくのが大変遅くなり申し訳ないのですが、こども発達支援センターというのは、門真市の公立の機関ということですよ。ですから、この書き方を額面通りにとってしまうと、民間の発達支援事業所というのは、含まれないという形になってしまうのかなという気がするのですが、そのところ、実際はどのようにされるのでしょうか。公立の機関のみにされるのか、そうではないのかということをお教えいただきたいのですが。

委員長： 今の須河内委員の意見について、事務局から、お願いいたします。

事務局：今、ご指摘いただきましたとおり、この、こども発達支援センターという書き方でございますが、こども発達支援センター自体は、公立の、市が運営している事業所になります。確かにご指摘のとおり、民間事業者で、児童発達支援事業をしている施設もあると聞き及んでいますので、やはり、公立、私立ともに保育所、幼稚園を無償化していくという中にこれを含んでいるということあれば、こちらについても対象にしていくべきというところで、検討していきたいと思っております。この表現自体が語弊があるかなと思っておりますので、こちらについては、内容を修正させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長：須河内委員よろしいでしょうか。

副委員長：はい。ありがとうございます。

委員長：他、何かございますでしょうか。

郵橋委員：念のために、なんですけれど、この資料の2枚目の、枠としては二つ目ですね、「無償化により、1号認定から2号認定に切り替える保護者が増加することが想定され、今まで審議してきた待機児童解消のために確保すべき保育定員数に影響が出ること」を考慮すべきである。」ということなんですけれど、これはたぶん、すごくわかりにくいと思うんですね。現在1号認定と2号認定の保育料に、大きな差がないんです。にも関わらず、なおかつ1号の場合、2号と同じ時間だけ預かってもらおうとすると先ほど出ていたように、給食費と預かり保育分が別途必要になってくるわけなんです。ということは、1号と2号の保育料がほぼ同じであるにも関わらず、1号の子については、1万何千円か別途必要ですが、2号では同じ時間預かってもらえるのであれば、1号でなく、2号になりましょうという方が増えてくると考えられますよね。2号だと追加の費用がいらず、長時間の保育を無償化してもらえるのであれば2号になりたい。となると、2号認定の受け入れ枠というのが、今までのこの会議の中でほぼ決まっていたわけですね。それを超えて、待機児が増えてくるといった状況になった時に、今までこの会議で話されてきたことが全部覆ってしまいます。それについては、29年度に保育料の見直しの話が出ていたと思うんです。その時に、その差を踏まえて、利用の仕方によって、1号が安くなる時と1号が高くなる時があるということを理解した上で1号になる人がいていただかないと、全員2号に移ってしまわれると、待機児の問題も出てきますし、施設そのものには定員がすでに決まっていますので、受け入れられないということになってしまいます。その意味では、前から言っていたように、平成29年度の保育料見直しというのを、是非とも早いうちにやっておかないと、4歳以下、3歳、4歳についてはそこが大きな問題になってくるということは、もう一度ここで委員さんに知っておいていただきたいなと思っております。そういう意味では、今まで十何年間見直しされずにきた門真市の保育料を、この機会に見直すというのもありかなと思っております。ただ、国の無償化の話がどう進むかもまだ見えていないところもありますし、それとあわせてどうしていくのかということになると、かなりややこしい問題であることも間違いないので、その辺りのことを、これから事務局がきちんと説明しながら進めていただきたいなと思っております。

東口委員：追加でよろしいでしょうか。

委員長：はい。よろしくお願いいたします。

東口委員：保育料の見直しというのは、簡単に申しますと値上げなんです。現在のところ、門真市の保育料は負担額がすごく少ないので、これを世間並みに見直すと、値上げという形になります。と

ころが、その値上げと無償化には相反する問題がありまして、一生懸命バランスを取って見直しをしたけれども結局タダになったとか、そのように無駄な労力になる可能性もございますので、その辺がなかなか、情勢を見ながらというのが難しいと思うのですが、おそらく事務局は腹案として何か持っているのではないかと推測はしております。以上です。

委員長：郵橋委員と東口委員からありましたように、事務局の方としては、いわゆるサジェスションであったかと思いますが、その辺りについて何かございますでしょうか。

事務局：両委員からおっしゃっていただいたことについては、こちらとしても十分に把握しておりますので、内部の検討を進めるにあたって、今までの議論の進み方や今回出てきました無償化の流れとどう整合性を取っていくのか、非常に頭を悩ませているところではございますが、答えを見出していきたいと思えます。

委員長：ありがとうございます。両委員よろしいでしょうか。

郵橋委員：はい。

東口委員：はい。

委員長：他に何かございませんでしょうか。特になければ、議題2に移らせていただきたいと思えます。それでは議題の2、答申書（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、議題2につきましてご説明申し上げます。資料2をお願いいたします。この答申書（案）には、前回の部会及び今回の会議でご審議いただいた利用者負担についての内容をまとめて記載しており、教育・保育施設等の利用者負担のうち、まずは5歳児の完全無償化を実施することについては、本市のすべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくりを実現する観点から、事務局案を妥当とする内容としております。なお、今後、無償化の対象を拡大するに当たっては、待機児童解消の状況や国基準に対する1号認定（教育標準時間認定）と2号及び3号認定（保育認定）の利用者負担額の状況などを踏まえつつ検討されたいとの意見もあわせて記載した内容となっております。議題2の説明につきましては、以上でございます。

委員長：ありがとうございました。ただいま事務局より、答申書（案）についての説明がありました。先ほど議題1において、ご報告いただきました内容を受けての答申内容となっているかと思えます。この答申書（案）について、何かご意見やご質問はございますか。

郵橋委員：よろしいでしょうか。一つ心配しているのが、今回無償化することで、子どもが質の高い保育を必ず受けることのできる状況になるという認識でこれをとらえられたら少し怖いかと思うんです。保護者にとって、今まで負担していたものが無くなるというのはすごくいいことなんですけれども、それによって利用される方が増えるということは、園のキャパシティを超えていきます。人数に少しでも余裕がある方が保育としては良いと思うのですが、そこが埋まってくるということは、保育の質としては下がるという可能性もあるということなんです。その中で、保育料は保護者にとってはかなり負担が大きいので、その点では、この方向で良いと思うのですが、保育の質というものを意識するのであれば、保護者負担と同時に、先生の処遇改善あるいは施設設備費の充実ということを何らかの形でこれから先考えていただかないと、子どもは増える、受け入れる、さらに長時間で、となってくると、先生のいわば燃え尽き症候群が増えてきてしまいます。これも子ども・子育て会議で言ったと思うのですが、受け入れる子どもよりも先に先生は出勤して準備をしていて、最後は子どもを送り出した後に片付けをして

帰るので、11時間といっても実際はもっと長い時間勤務をしているんですね。それを、シフトという形でやりくりしてやっていますので、そこのしんどさというのも、これから先考えていただきたいなと思います。なので、ここにいらっしゃる委員さんについては、これはあくまで質の高い教育・保育が受けられる環境づくりを目指す、という風を取っていただきたい。なので、この無償化をすることで必ずしも保育の質が上がったという認識にならないように、意識していただけたらありがたいかなと思います。

委員長：郵橋委員のご意見として、そのような意味も踏まえた上でということでご理解いただきたいというお願いであったと思います。それと、私の方からもすいません。先ほど須河内委員からご指摘がありましたが、ここの1行目の5歳児の完全無償化ということで、完全という言葉が入っておりまして、やはり完全といいますと、パーフェクトということですので、この言葉はどのようなかなと、先ほど素朴な疑問なんですけど、思いましたので、このあたりについてまたご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：こちらの完全無償化の完全という言葉についてでございますが、先行して無償化を実施しておられます、大阪市などの無償化につきましては、幼児教育部分の無償化ということで、幼稚園部分の無償化を先に実施しておられます。その辺りの意味合いが、門真市で実施しますが、保育の無償化も合わせて行いますので、そことの違いを表すために、完全無償化という言葉を使わせていただいたのですが、今、ご指摘もいただきましたので、その辺りにつきましては、事務局の方と、もしよろしければ委員長との宿題として、この文言の修正についてはさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：文言自体は、少し気になるところがございましたので、いかがでしょうか、事務局と私の方で調整させていただいて、記載させていただくということで、よろしいでしょうか。

委員一同：はい。

委員長：でしたら、他に大丈夫でしょうか。

内藤委員：先ほど郵橋先生がおっしゃった、そのことを少し盛り込むと言いますか、無償化が環境づくりとイコールではないということですよ。

郵橋委員：環境づくりを目指すのであれば、大丈夫だと思います。けれど文章の、「子どもの質の高い」というのがどこにかかってくるかということですね。なので、質の高い教育・保育が受けられると保障されていると受け取られると、それは違うと思いますね。

内藤委員：違いますね。

郵橋委員：ただ、質の高い環境づくりを実現するという意味では、保護者の方にとっては負担が少なくなるので、良いだろうなと思います。その辺りが難しいと思います。

内藤委員：では少し、その辺りがわかるような書き方をしていただいた方がいいのではないかと思いますね。

委員長：ではその辺りは先ほど言いましたように、事務局側とやり取りさせていただきまして、誤解のないように考えていきたいと思います。ご理解いただけるとありがたいです。でしたら他によろしいでしょうか。他にご意見等ないようですので、最後に議題3のその他として、事務局より何かございましたら、よろしく願いいたします。

事務局：その他といたしまして、今後の日程についてでございます。まず、幼児教育・保育部会につきましては、おそらく2月頃の予定となりますので、この全体会議につきましては、おそらく3

月頃の開催となる見込みですので、また日程が決まり次第、お知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。大丈夫でしょうか。来年の2月頃に部会、3月頃に全体会議ということで説明がありました。よろしいでしょうか。でしたら、特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「平成28年度 第2回 門真市子ども・子育て会議」を終了いたします。皆様ありがとうございました。